

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 指定居宅サービス事業者の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

○

○

○

○ 漁業共済加入区の設定及び廃止

○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更

【公告】

○ 公共測量の終了

○ 道路の位置の指定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○

○

○

○

〃

指導監査室

健康推進課

障害福祉課

治山課

〃

〃

〃

水産課

会計課

監理課

建築指導課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

令和5年1月6日 岡山県公報 第12461号

◎岡山県告示第一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和五年一月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス陽季

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町小坂西七四九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社エッグ

2 所在地

岡山県倉敷市玉島勇崎三二二

三 指定年月日

令和五年一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇一一五五

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和五年一月六日

指定を更新した医療機関

岡山県知事 伊原 隆 太

名称

所在地

更新年月日

株式会社ダテ薬局 メルカ店

玉野市宇野一―三八―一

令和五年一月一日

吉松屋薬局 月田店

真庭市月田六八二七―一

令和五年一月一日

◎岡山県告示第三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

J I K E I クリニック

総社市中央三―三―一―三

腎臓（更生医療）

令和五年一月一日

◎岡山県告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和五年一月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
津山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

津山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和五年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

高梁市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和五年一月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和五年一月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和5年1月6日 岡山県公報 第12461号

◎岡山県告示第八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第一百五十五条第一項第二号口の規定により、法第百四条第二号に掲げる漁業に係る区域及び区分を次のように定める。

なお、平成六年岡山県告示第六十六号（漁業共済加入区の設定）で告示した笠岡湾加入区及び平成二十二年岡山県告示第五百六号（漁業共済加入区の設定及び廃止について）で告示した大島加入区については、廃止する。

令和五年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

加入区 の名称	区域	漁業の区分
大島美 の浜加 入区	大島美の浜 漁業協同組 合の地区	一 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業 二 主としてさし網漁業を営む漁業 三 小型定置網漁業を営む漁業 四 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち前各号に掲げる漁業以外の漁業

令和5年1月6日 岡山県公報 第12461号

◎岡山県告示第九号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、令和五年一月三日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

令和五年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

売りさばき人	所在地	変更後の売りさばき場所
名称及び代表者の氏名 一般財団法人岡山県交通安全協会 会長 末長 範彦	岡山市北区御津中山四四四―三	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山市中区浜一―一九―三九 岡山市北区野殿東町二―一〇 岡山市南区泉田三三三―一 岡山市東区西大寺中野五〇―一九 岡山市北区御津草生二〇九〇 岡山市東区瀬戸町瀬戸一六六 備前市伊部二七六―一 瀬戸内市牛窓町牛窓四七八〇―一一 玉野市宇野一―一三―一 倉敷市児島駅前四―八三 倉敷市大島四五―一 倉敷市水島南幸町四―一 倉敷市玉島一三五―四 笠岡市六番町二―三 井原市西江原町八五九―一 総社市真壁四二六―一 高梁市段町一〇一七―一 新見市新見三八九―一 真庭市江川八二―一 津山市林田七七 美作市明見三三三―一 久米郡美咲町打穴中一〇八二―二

令和5年1月6日 岡山県公報 第12461号

〔一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年一月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	高梁市落合町近似 地内
測量の種類	公共測量（四級基準点測量、現地 測量及び路線測量）
終了年月日	令和四年十二月二十日

令和5年1月6日 岡山県公報 第12461号

(二) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和五年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令美作局 建第六〇一六号 令和四年十二月二 十二日	真庭市久世字山根前二三三六番一 六、字幸山二三三〇番一	六・〇〇	七六・七三

令和5年1月6日 岡山県公報 第12461号

〔三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾壺ノ割七〇五―六、七〇五―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟二六六―三ディアス二〇〇〇C二〇六

池上 真央

三 許可年月日及び許可番号

令和四年七月六日岡山県指令建指第一三六号

令和5年1月6日 岡山県公報 第12461号

〔四〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤磐市河本字砂田四一五―一六、四一五―一七、四一五―一〇、四一五―一一、四一五―一五、四一五―一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区高屋八二―ニシャーマゼンつばき一番館一〇二号室

立石 貴大

立石 静華

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十一月十八日岡山県指令建指第三二六号

令和5年1月6日 岡山県公報 第12461号

〔五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字高畑一二二六一、一二二七一、一二三四―五

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市西中新田六六四―一

Real Estate 三樹不動産株式会社

代表取締役 赤星 健

三 許可年月日及び許可番号

令和四年八月二日岡山県指令建指第一七五号

令和5年1月6日 岡山県公報 第12461号

〔六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字中畑一三三三、一一三三〇、一一三三一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市小寺四七一一〇ハピネス翼二〇二

原野 高宏

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十月七日岡山県指令建指第二七〇号

令和5年1月6日 岡山県公報 第12461号

〔七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市新本字宮ノ端九四七三―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区北長瀬表町三丁目八―三二ピュアステージアイニ〇二号

小倉 智史

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十月三十一日岡山県指令建指第二九七号

令和5年1月6日 岡山県公報 第12461号

〔八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字蓮池下五六〇―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手四八四―一ビッキイーストC棟一〇六号室

山本 順平

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月十九日岡山県指令建指第三七六号

令和5年1月6日 岡山県公報 第12461号

〔九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五―三―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島二六四八―三エピナールⅠ棟二二五号室

三宅 紘平

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十一月二十八日岡山県指令建指第三三三三号

令和5年1月6日 岡山県公報 第12461号

〔一〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五〇九―五、五一〇―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市上富井二四六―一〇

難波 天眞

総社市総社一三六二B―四―二

難波のどか

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十一月二十四日岡山県指令建指第三二八号

令和5年1月6日 岡山県公報 第12461号

〔一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本二九二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区久米二一四―一ベレッツァ久米一〇三

梶本 透

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月二日岡山県指令建指第三四三号

〔一二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟二六六一三ディアス二〇〇〇C二〇六

二 公共施設の種類

下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟二六六一三ディアス二〇〇〇C二〇六

池上 真央

五 許可年月日及び許可番号

令和四年七月六日岡山県指令建指第一三六号

〔二三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字高畑一二二六一―一、一二二七―一、一二二四―五

二 公共施設の種別

道路、下水道、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市西中新田六六四―一

Real Estate三樹不動産株式会社

代表取締役 赤星 健

五 許可年月日及び許可番号

令和四年八月二日岡山県指令建指第一七五号

〔二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字中畑一三三三、一一三一一〇、一一三一一

二 公共施設の種別

水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市小寺四七一一〇ハピネス翼二〇二

原野 高宏

五 許可年月日及び許可番号

令和四年十月七日岡山県指令建指第二七〇号